

家庭の教育力向上を図る

<主要施策 26 学校と家庭の連携事業>

1 学校と家庭の連携推進事業（指導部）

(1) 家庭と子供の支援員の配置

ア 配置の目的・配置先について

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題に対応するため、問題を抱える児童・生徒に直接関わるとともに、その保護者からの相談に応じる「家庭と子供の支援員」（民生・児童委員、保護司、青少年委員、退職教員、退職警察官、心理学系大学生など）を小・中学校に配置する。

イ 活動内容等について

「家庭と子供の支援員」と教員が家庭訪問等を行い、児童・生徒やその保護者へのアドバイスや情報提供等を行う。

(2) 学校と家庭の連携推進会議の設置

「家庭と子供の支援員」を配置した小・中学校に、学校管理職及び教職員と「家庭と子供の支援員」を構成員とした学校と家庭の連携推進会議を設置し、支援が必要な児童・生徒やその保護者についての情報交換及び対応についての協議を行う。

(3) スーパーバイザーの配置

対応が困難な事例などに対しては、スーパーバイザー（弁護士、医師、臨床心理士など）が、「家庭と子供の支援員」に対して、定期的に助言を行う。

<主要施策 27 地域における家庭教育支援活動の促進>

1 地域における家庭教育支援の取組支援（地域教育支援部）

地域の実情に応じた乳幼児期からの家庭教育支援活動の促進を図るため、区市町村における支援人材の育成、地域の人材を生かした支援活動、家庭教育に関する学習機会の提供等の取組を支援する。

2 広域的な家庭教育の啓発（地域教育支援部）

乳幼児期からの子供の教育の重要性について、全ての保護者に対して啓発を図る。

(1) 0歳児保護者向け資料の作成、配布

(2) 小学校入学前生活リズム教材の作成、配布

(3) ウェブサイトによる情報提供